

## JIS Q 15001 と 個人情報保護法

2007. 9. 1

| 項 | 項目                    | JIS Q 15001:2006 |  | 個人情報保護法             |  |
|---|-----------------------|------------------|--|---------------------|--|
|   |                       | 項番               | 要 点  | 条番                  | 要 点  |
| ✓ | 1 目的                  | 1                | 個人情報事業の用に供している事業者に適用できる個人情報保護マネジメントシステム(以下、PMSと略す)に関して、基本となる要求事項について規定すること   | 1条                  | 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること  |
|   | 2 用語の定義               |                  |  |                     |  |
|   | 個人情報                  | 2.1              | 個人に関する情報であつて……特定の個人を識別可能となるもの  | 2条1                 | 生存する個人に関する情報であつて……特定の個人を識別可能となるもの  |
|   | 本人                    | 2.2              | 個人情報によって識別される特定の個人   | 2条6                 | 個人情報によって識別される特定の個人   |
| ✓ | 事業者                   | 2.3              | 事業を営む法人その他団体又は個人   | 2条3<br>政令2条         | 「個人情報取扱事業者」； 個人情報データベース等を事業の用に供している者<br>取扱い個人情報が過去6ヶ月間のいずれの日も5,000を超えない者は除外  |
| ✓ | 個人情報保護管理者             | 2.4              | PMSの実施・運用の責任と権限をもつ者  |                     | 設置規定なし   |
| ✓ | 個人情報保護監査責任者           | 2.5              | 監査の実施・報告を行う権限と責任をもつ者   |                     | 設置規定なし   |
| ✓ | 本人の同意                 | 2.6              | 本人が個人情報の取扱いに関する情報を明示又は通知された上で、自己に関する個人情報の取扱いについて承諾する意思表示   |                     | 定義なし   |
| ✓ | 個人情報保護マネジメントシステム(PMS) | 2.7              | 事業の用に供する個人情報の有用性を配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための方針、体制、計画、実施、点検及び見直しを含むマネジメントシステム   |                     | 策定規定なし   |
| ✓ | 不適合                   | 2.8              | JISQ15001要求事項を満たしていないこと  |                     | 規定なし   |
| ✓ | 個人情報データベース等           |                  | 規定なし   | 2条2                 | 個人情報を含む情報の集合物(検索が可能なもの。一定のマニュアル処理情報を含む)  |
| ✓ | 個人データ                 |                  | 規定なし   | 2条4                 | 個人情報データベース等を構成する個人情報   |
| ✓ | 保有個人データ               |                  | 規定なし   | 2条5<br>政令3条<br>政令4条 | 個人情報取扱事業者が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ<br>存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの(生命・身体・財産への危害、違法・不正行為の助長・誘発、国の安全への障害、他国/国際機関との信頼関係の毀損又は交渉上の不利益、及び犯罪予防・鎮圧・捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの)を除く<br>6ヶ月以内に消去することとなるものを除く |
| ✓ | 個人情報保護方針              | 3.2              | 事業者の代表者は、所定の事項を含む保護方針を策定、実行、維持すること<br>保護方針を文書化し、従業員に周知させ、外部に公開すること   | 閣議決定                | 規定なし<br>「平成16年4月2日閣議決定」により、策定・公表が要請されている   |
| ✓ | 個人情報の特定               | 3.3.1            | 自らの事業の用に供する個人情報の特定のための手順を確立し、維持すること  |                     | 規定なし   |
| ✓ | 法令、指針その他の規範           | 3.3.2            | 個人情報の取扱いに関する法令、指針その他の規範を特定し、参照できる手順を確立し、維持すること   |                     | 規定なし   |
| ✓ | リスク認識、分析及び対策          | 3.3.3            | 特定した個人情報に関するリスクを認識し、分析し、必要な対策を講じる手順を確立し、維持すること   |                     | 規定なし   |
| ✓ | 資源、役割、責任及び権限          | 3.3.4            | 事業者の代表者は、PMSの確立、実施、維持、改善のために不可欠な資源を用意すること<br>PMSを効果的に実施するための役割、責任、権限を定め、文書化し、従業員に周知すること<br>個人情報保護管理者を内部から指名し、PMSの実施と運用に関する責任・権限を与え、業務を行なわせること<br>個人情報保護管理者は、PMSの見直しと改善の基礎として、事業者の代表者にPMSの運用状況を報告すること | 閣議決定                | 規定なし<br>「平成16年4月2日閣議決定」により、個人情報保護管理者の設置等、責任体制の確保・整備が求められている  |
| ✓ | 内部規程                  | 3.3.5            | PMSの基本となる要素を含む内部規程を文書化し、維持すること<br>事業の内容に応じて、PMSが確実に適用されるよう、内部規程を改定すること   |                     | 規定なし   |
| ✓ | 計画書                   | 3.3.6            | PMSの確実な実施のために必要な教育、監査などの計画を立案し、文書化し、維持すること   |                     | 規定なし   |
| ✓ | 緊急事態への準備              | 3.3.7            | 緊急事態の特定手順と対応手順(影響を最小限にするための手順、本人・関係機関への連絡手順、二次被害防止のための公表手順など)を確立、実施、維持すること   |                     | 規定なし   |

| 項 | 項目                | JIS Q 15001 |   | 個人情報保護法                                      |  |
|---|-------------------|-------------|---|--|--|
|   |                   | 項番          | 要 点   | 条番   | 要 点  |
| ✓ | 11 運用手順           | 3.4.1       | PMSの確実な実施のために、運用の手順を明確にすること   |  | 規定なし   |
| ✓ | 12 利用目的の特定        | 3.4.2.1     | 個人情報を取得するに当たっては、利用目的をできる限り(明確に)特定し、その目的の達成に必要な限度において行なうこと   | 15条1<br>15条2<br>18条3                         | 個人情報を取扱うに当たり、その利用目的をできる限り(明確に)特定すること<br>利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないこと<br>利用目的を(変更前と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で)変更した場合は、変更した利用目的を本人に通知、又は公表すること(ただし、例外あり;18条4)   |
|   | 13 適正な取得          | 3.4.2.2     | 適法かつ公正な手段によって取得すること   | 17条  | 偽りその他不正の手段により取得しないこと   |
| ✓ | 14 機微な個人情報の取扱制限   | 3.4.2.3     | 思想、宗教、人種、犯罪歴、医療履歴等、特定の機微な個人情報を取り扱わないこと(ただし、例外あり)  |  | 規定なし   |
| ✓ | 15 直接書面取得の場合の措置   | 3.4.2.4     | 本人から書面に記載された個人情報を直接に取得する場合は、所定の告知事項(少なくとも、8項目)をあらかじめ書面によって本人に明示し、本人の同意を得ること(ただし、例外あり)   | 18条2   | 本人から直接書面等に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に利用目的を明示すること。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない(他の例外あり;18条4)   |
|   | 16 直接書面取得以外の場合の措置 | 3.4.2.5     | 直接書面取得以外の方法によって個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表すること(ただし、例外あり)  | 18条1<br>24条1                                 | 個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかに、利用目的を本人に通知、又は公表すること(ただし、例外あり;18条4)<br>保有個人データに関し、次の事項を本人の知り得る状態に置くこと<br>・当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称<br>・すべて(例外あり)の保有個人データの利用目的<br>・利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等の求めに応じる手続<br>・手数料の額を定めたときは、その手数料の額<br>・保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先<br>・加入している認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先  |
| ✓ | 17 利用に関する措置       | 3.4.2.6     | 特定した利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用すること<br><br>特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用(目的外利用)する場合は、あらかじめ所定の告知事項(少なくとも、6項目)を本人に通知し、本人の同意を得ること(ただし、例外あり)  | 16条1<br>16条2<br><br>(16条1)                   | あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いを行わないこと(ただし、例外あり;16条3&23条1)<br>他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴い個人情報を取得した場合は、承継前の同意を得た利用目的の範囲内で取扱うこと(ただし、例外あり;16条3&23条1)<br>(特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報の取扱いを行なうときは、あらかじめ本人の同意を得ること)(ただし、例外あり;16条3&23条1)  |
| ✓ | 18 本人にアクセスする場合の措置 | 3.4.2.7     | 個人情報を利用して本人にアクセスする場合には、本人に対して所定の事項及び取得方法を通知し、本人の同意を得ること(ただし、例外あり)   |  | 規定なし   |
| ✓ | 19 提供に関する措置       | 3.4.2.8     | 個人情報を第三者に提供する場合には、あらかじめ本人に対して取得方法と所定の告知事項を通知し、本人の同意を得ること(ただし、下記の例外あり)<br>〔次の場合は、本人の同意を要件としない〕<br>・明示・通知時、第三者提供について同意取得済みのもの<br>・大量・広汎提供の場合で、オプトアウト条件付の第三者提供が利用目的の旨などを本人に通知し、又は同等の措置を講じている場合<br>・公開された役員情報等の提供の場合で、オプトアウト条件付の第三者提供が利用目的の旨などを本人に通知し、又は容易に知り得る状態にしている場合<br>・利用目的達成に必要な範囲内で取り扱う委託<br>・承継前と同一目的内で取り扱う承継に伴う提供<br>・共同利用につき、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合<br>・法の要請に基づく場合<br>・人命等の保護を要するも本人の同意取得が困難な場合<br>・公衆衛生等に特に必要あるも本人の同意取得が困難な場合<br>・協力すべき機関等の事務遂行に本人の同意取得が支障のおそれあるとき | 23条1<br><br>(23条4)<br><br>23条2<br><br>23条3&5 | あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないこと(ただし、例外あり)<br>【第三者提供に該当しない場合】<br>・委託先への提供<br>・合併など事業の承継に伴う提供<br>・グループなど特定の者との共同利用のための提供(ただし、所定事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと)<br>本人の求めに応じて、第三者提供を停止(オプトアウト)することを前提に、次の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供ができる<br>・第三者への提供を利用目的とすること<br>・第三者に提供される個人データの項目と提供手段又は方法<br>・本人の求めに応じて第三者提供を停止すること<br>第三者に提供される個人データの項目、提供の手段又は方法を変更する場合は、また、特定の者との間で共同利用するための所定の手続きを実施している場合であつて、利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと |

| 項  | 項目                  | JIS Q 15001:2006 |  | 個人情報保護法             |  |
|----|---------------------|------------------|--|---------------------|--|
|    |                     | 項番               | 要点   | 条番                  | 要点   |
| 20 | 正確性の確保              | 3.4.3.1          | 利用目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新の状態で管理すること   | 19条                 | 利用目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新の内容を保つよう努めること  |
| 21 | 安全管理措置              | 3.4.3.2          | 取り扱い個人情報のリスクに応じて、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること   | 20条                 | 個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること  |
| 22 | 従業員の監督              | 3.4.3.3          | 従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対し必要かつ適切な監督を行なうこと   | 21条                 | 従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行なうこと  |
| ✓  | 委託先の監督              | 3.4.3.4          | 個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先を選定する基準を確立し、十分な個人情報の保護水準を満たしている者を選定すること<br>個人情報の取扱いを委託する場合は、委託する個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行なうこと<br>委託先との契約によって、当事者間の責任の明確化、個人情報の安全管理、再委託の制約などを規定し十分な個人情報の保護水準を担保すること   | 22条<br>閣議決定         | 個人データの取扱いを委託する場合は、その安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行なうこと<br>「平成16年4月2日閣議決定」により、委託先における保護措置の確保、委託元と委託先各々の責任等の明確化を委託契約の中に反映することが求められている  |
| ✓  | 個人情報に関する権利          | 3.4.4.1          | 開示対象個人情報に関して、本人から開示等を求められた場合は、定めに従って、遅滞なくこれに応じること(ただし、例外あり)  |                     | <b>24条～27条に規定</b>  |
| 25 | 開示等の求めに応じる手続        | 3.4.4.2          | 開示等の求めに応じる手続として、a)その申し出先、b)申し出書面の様式その他申し出方法、c)申し出者の本人確認方法、d)手数料徴収を定めた場合は、その徴収方法を定めること<br>本人からの開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮すること<br>本人から当該本人が識別される開示対象個人情報について、利用目的の通知又は開示を求められたとき、本人の求めに応じる場合に、手数料を徴収するときは、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その額を定めること                                       | 29条<br>30条1<br>30条2 | 個人情報取扱事業者は、本人からの開示等の求めに関し、事業者の指定方法に従って、本人が開示等の求めを行なうよう、その受付方法(申出先、提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式、本人確認の方法、手数料を徴収する場合の徴収方法)などを定めることができる<br>本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知又は開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる<br>手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めること                                       |
| 26 | 開示対象個人情報に関する事項の周知など | 3.4.4.3          | 取得した個人情報が開示対象個人情報に該当する場合は、当該開示対象個人情報に関し、次の事項を本人の知り得る状態に置くこと<br>・事業者の氏名又は名称<br>・保護管理者(又は代理人)の氏名(又は職名)・所属・連絡先<br>・すべて(例外あり)の開示対象個人情報の利用目的<br>・開示対象個人情報の取扱いに関する苦情の申出先<br>・加入している認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先<br>・3.4.4.2で定めた開示等の求めに応じる手続の内容   | 24条1                | <b>保有個人データ</b> に関し、次の事項を <b>本人の知り得る状態に置くこと</b><br>・当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称<br>・すべて(例外あり)の保有個人データの利用目的<br>・利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等の求めに応じる手続<br>・手数料の額を定めたときは、その手数料の額<br>・保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先<br>・加入している認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先  |
| 27 | 開示対象個人情報の利用目的の通知    | 3.4.4.4          | 本人から当該本人が識別される開示対象個人情報について、利用目的の通知を求められた場合には、遅滞なくこれに応じること(ただし、例外あり。その場合は、本人に遅滞なくその旨を通知し、理由を説明すること)   | 24条2                | <b>本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に、遅滞なく、これを通知すること(ただし、例外あり;24条1により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合及び18条4の一～三に該当する場合)</b>   |
| 28 | 開示対象個人情報の開示         | 3.4.4.5          | 本人から当該本人が識別される開示対象個人情報の開示(それが存在しないときにその旨を知らせることを含む。)を求められたときは、法令の規定によって特別の手続が定められている場合を除き、本人に対し、遅滞なく、当該開示対象個人情報を書面又は本人が同意した方法によって開示すること。ただし、次の場合は、例外とする<br>・人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合<br>・当該事業者の業務の適切な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合<br>・他の法令に違反することとなる場合<br>例外に該当する場合は、開示する必要はないが、本人に遅滞なくその旨を通知し、理由を説明すること | 25条1<br>25条2        | 本人から当該本人が識別される保有個人データの開示(それが存在しないときにその旨を知らせることを含む。)を求められたときは、書面の交付もしくは本人が同意した方法によって、本人に遅滞なく当該データを開示すること。ただし、次の場合は、例外とする<br>・人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合<br>・当該事業者の業務の適切な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合<br>・他の法令に違反することとなる場合<br>25条1にある例外を適用し、求められた開示をしない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知すること                      |
| 29 | 開示対象個人情報の訂正、追加又は削除  | 3.4.4.6          | 本人から当該本人が識別される開示対象個人情報の内容が事実でないという理由によって当該開示対象個人情報の訂正、追加又は削除(訂正等)を求められた場合は、法令の規定によって特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて、当該開示対象個人情報の訂正等を行なうこと<br>訂正等を行なったときは、その旨及びその内容を本人に対し、遅滞なく通知し、訂正等をしない旨の決定をしたときは、その旨及びその理由を本人に対し、遅滞なく通知すること  | 26条1<br>26条2        | 本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(訂正等)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行なうこと<br>26条1の規定に基づき、求められた保有個人データの内容について訂正等を行なったとき、又は訂正等を行なわない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行なったときは、その内容を含む。)を通知すること |

| 項 | 項目                     | JIS Q 15001:2006 |   | 個人情報保護法              |  |
|---|------------------------|------------------|---|----------------------|--|
|   |                        | 項番               | 要点  | 条番                   | 要点   |
|   | 30 開示対象個人情報の利用又は提供の拒否権 | 3.4.4.7          | 本人から当該本人が識別される開示対象個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止(利用停止等)を求められた場合は、これに応じ、措置後、遅滞なくその旨を本人に通知すること。ただし、次の場合は、例外とする<br>・人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合<br>・当該事業者の業務の適切な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合<br>・他の法令に違反することとなる場合<br>例外に該当するときは、利用停止等を行う必要はないが、そのときは、本人に遅滞なくその旨を通知するとともに、理由を説明すること | 27条1<br>27条2<br>27条3 | 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報の取扱いをした場合(16条違反)又は不適正な手段で個人情報を取得した場合(17条違反)であって、それが事実であると判明したときは、本人の求めに応じ、遅滞なく、原則として、利用停止等(利用の停止又は消去)を行なうこと<br>あらかじめの本人の同意を得ずして第三者への提供を行なった場合(23条1違反)であって、それが事実であると判明したときは、本人の求めに応じ、遅滞なく、第三者への提供を、原則として、停止すること<br>27条1の規定に基づき、求められた保有個人データの利用停止等を行なったとき若しくは利用停止等を行なわない旨の決定をしたとき、又は27条2の規定に基づき求められた保有個人データの第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知すること |
| ✓ | 31 理由の説明               |                  | 3.4.4.4~3.4.4.7;<br>開示等の求めに応じられない決定をしたとき、本人への理由説明は義務としている   | 28条                  | 個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、その利用目的の通知、開示、内容の訂正等又は利用停止等に関し、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めること   |
| ✓ | 32 教育                  | 3.4.5            | 従業者各々に次の事項を理解させ、自己の役割・責任を果たせるよう従業者に定期的に適切な教育を行なうこと<br>・PMSに適合することの重要性及び利点<br>・PMSに適合するための役割及び責任<br>・PMSに違反した際に予想される結果   | 関係決定                 | 規定なし<br>「平成16年4月2日閣議決定」により、従業者への教育研修の実施が督励されている  |
| ✓ | 33 個人情報保護マネジメントシステム文書  | 3.5              | 3.5.1文書の範囲;文書範囲を明らかにし、PMSの基本となる要素を文書で記述すること<br>3.5.2文書管理;文書を管理する手順を確立、実施、維持すること<br>3.5.3記録の管理;PMS及びJIS要求事項への適合実証に必要な記録を作成・維持し、記録の管理についての手順を確立、実施、維持すること   |                      | 規定なし   |
|   | 34 苦情及び相談への対応          | 3.6              | 個人情報の取扱い及びPMSに関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて適切かつ迅速に対応する手順を確立し、維持すること<br>苦情及び相談の適切かつ迅速な処理のために必要な体制の整備を行なうこと   | 31条1<br>31条2         | 個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めること<br>苦情の適切かつ迅速な処理に必要な体制の整備に努めること  |
| ✓ | 35 点検                  | 3.7              | 3.7.1運用の確認;運用状況の定期的な確認のための手順を確立、実施、維持すること<br>3.7.2監査;JIS規格との適合性とPMSの運用状況を定期的に監査すること。監査責任者を内部から指名し、監査の実施・報告を行なわせること(以下、省略)   |                      | 規定なし   |
| ✓ | 36 是正措置及び予防措置          | 3.8              | 不適合に対する是正措置と予防措置を確実に実施するための責任と権限を定める手順を確立、実施、維持すること   |                      | 規定なし   |
| ✓ | 37 事業者の代表者による見直し       | 3.9              | 個人情報の適切な保護を維持するために、定期的にPMSを見直すこと  |                      | 規定なし   |
| ✓ | 38 報告の徴収               |                  | 規定なし  | 32条                  | 主務大臣は、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告させることができる  |
| ✓ | 39 助言                  |                  | 規定なし  | 33条                  | 主務大臣は、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる   |
| ✓ | 40 勧告及び命令              |                  | 規定なし  | 34条1<br>34条2、3       | 主務大臣は、個人の権利利益を保護する必要があると認めるときは、個人情報取扱事業者に対し、違反行為の中止又は是正のための必要措置をとるべき旨を勧告することができる<br>主務大臣は、個人の重大な権利利益の侵害が切迫している又は侵害の事実があると認めるときは、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる   |
| ✓ | 41 罰則                  | 3.3.5            | 内部規程の違反に関する罰則を規定し、文書化し、維持すること   | 56条<br>57条<br>58条    | 主務大臣の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処す<br>主務大臣の報告の徴収にせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処す<br>法人の代表者、又は代理人にも行為者を罰するほか、罰金刑を科す  |